

平成 2 7 年

高 松 市 教 育 委 員 会 4 月 定 例 会

会議録（抄本）

4月23日（木）開会

4月23日（木）閉会

出席委員			
委員長	神内 仁		
委員	児玉 令江子		
	木場 巳男		
	藤本 英子		
教育長	松井 等		
欠席委員			
説明のため会議に出席した者等			
教育局長	東原利則		
教育局次長 総務課長事務取扱	森田素子		
教育局次長 生涯学習課長事務取扱	橋本良治		
学校教育課長	峯寛文		
保健体育課長	岡村 寧		
人権教育課長	角年祐		
高松第一高等学校事務長	松崎充宏		
高松第一高等学校教頭	三好武仁		
こども園運営課長補佐	佐々木利子		
総務課長補佐	楠原昌能		
総務課総務係長	田中正徳		
会議録署名委員	児玉令江子		
事務局担当書記	秋山博昭		

【特記事項】 傍聴人なし

議 事 日 程（４月定例会）

日程第１ ３月定例会会議録承認について

日程第２ 議案第21号 高松市いじめ防止基本方針について

日程第３ 議案第22号 高松市学校結核対策審議会委員の委嘱について

日程第４ 報告事項

- １ 平成２７年度幼稚園、小・中学校及び高松一高の園・学校訪問について
- ２ 「いじめの未然防止に向けて」教職員向け啓発リーフレット作成事業について
- ３ スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）の平成２６年度研究成果の報告及び２７～３１年度の指定について

日程第５ 議案第23号 高松・木田・香川採択地区協議会委員の委嘱等について

【平成27年4月23日（木） 議 事 内 容】

午前9時30分 開会

委員長が、会議録の署名委員に児玉委員を指名。

日程第1 3月定例会会議録承認について

委員長が、3月定例会会議録承認について各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第2 議案第21号

議案第21号 「高松市いじめ防止基本方針について」

学校教育課長から、高松市いじめ防止基本方針の内容について説明。

<質疑>

- 委 員 5ページのアンケートの実施は、どこが実施しますか。
- 学校教育課長 4から5ページにかけては学校側が実施すべき対策となっています。
- 教 育 長 この方針がない現在でも、いじめ問題、問題行動等に関わる教育相談を年間に何回か各学校で行いますが、事前にアンケートを取って、人間関係の連れやいじめ等の有無について、事前にデータを取って教育相談を行っています。
- 委 員 定期的に実施していることですか。
- 学校教育課長 そうです。
- 委 員 いじめについては教育委員会で何回も話している。また、いじめ防止のマニュアルも作成してきましたが、この時期にいじめ防止基本方針を初めて出すのはどうしてですか。
- 学校教育課長 はじめに書かせてもらっていますが、平成25年9月末にいじめ防止対

策推進法が施行されまして、その中で、各地方自治体でも作成に努めることという努力義務が定められたことにより、作成したものです。

- 委 員 員 今までのマニュアルより力が大きいということですか。
- 学校教育課長 本市と本市教育委員会が併記して作成者として明記されますので、重いものとなります。
- 教 育 長 いじめ防止対策推進法第12条で「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする」とあり、努力義務ではありますが、県でも昨年度作っておりまして、本市も作成しなければならないということで、体系化してまとめています。各学校では努力義務ではなく必ず作成しなければいけないということで、一昨年中に作成しています。今までは対応のマニュアルがありましたが、今回はいじめ自体の経緯からまとめて、集大成したものを方針として作成したということです。
- 委 員 長 法律がありますので、方針を作成していない場合、何か問題が起こった場合に責任が問われる可能性があります。
- 教 育 長 努力義務ではありますが、作成していなかったら、高松市は何で作成していないのかと問われる可能性があります。
- 委 員 長 今後の学校現場への周知はどのようにしますか。
- 学校教育課長 今日議決をいただければ、策定日は本日、平成27年4月23日になります。学校にはデータで周知するとともに、市へもプレスリリースします。冊子にまとめたものを出来次第、配布していきたいです。
- 委 員 員 市のホームページで見れますか。
- 学校教育課長 見れます。
- 委 員 長 管理職も含めた先生方に対する研修で周知し、現場の先生が知らないとうまく回らないと思います。
- 学校教育課長 学校現場では、学校でいじめ防止方針を平成26年から作成して、行っていますので、今回作成した方針との整合性について見直し行って、修正すべきところは学校で行ってもらうようお願いしていきます。
- 教 育 長 各学校の方針と合わせてみて、学校版のものを修正してもらうようお願いし

ます。

- 委 員 37ページの県のいじめ防止基本方針との関係はどうとらえればよいですか。
- 学校教育課長 本市の方針の作成にあたっては、国と県の方針の構成については整合性を図りながら作成しています。ただ、独自のこともたくさん行っていますので、そのあたりのところはより具体的な施策である「強めよう絆」月間などを入れ込んでいきました。構成自体は国、県と同じです。
- 委 員 現場では3つを見るより、市の基本方針を見て対処していくということだと思いますか。
- 学校教育課長 そうです。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第3 議案第22号

議案第22号 「高松市学校結核対策審議会委員の委嘱について」

保健体育課長から、高松市学校結核対策審議会委員の委嘱について説明。

<質疑>

- 委 員 長 今はどのような仕組みで行っているか説明してください。
- 保健体育課長 学校で問診票を渡しており、子供の体の調子を書いてもらいまして、各学校でハイリスクの人を抽出します。このハイリスクの人について、内科検診の結果、要検討者にあたるかの判断をしてもらいます。次に学校で要検討者のリストを作成して審議会で図ります。この審議の結果、検診が必要な人は精密検査、レントゲンを公費で行い、その結果について再度審議会で審議を行います。この審議の結果、再診が必要な人はより精密なCT検査を公費で行っています。したがって、少なくとも

年に1回は審議会を行いまして、必要に応じて2回目があります。1回目は大体6月に行いまして、2回目は7月位に実施しています。

- 教 育 長 全学校の子供に問診票を書いてもらうのですか。
- 保健体育課長 しています。
- 教 育 長 以前はレントゲンの結果を見て、間接的に行っていたのではないですか。
- 委 員 長 以前は結核の検査として、全員にツベルクリン検査をしていました。しかし、あまり効率的ではないということや、学童の結核が少なくなっていることで、現在は、問診票で咳が長引いている人や海外からの人等のリスクの高い人をリストアップして、その中で精密検査の必要な方の振分けと行っています。C Tまではもう少し上の段階です。対象者は毎年どのくらいの方がいますか。
- 保健体育課長 昨年度では要検討になりましたのは小学校は18名、中学校は8名で計26名で、内15名がレントゲンをして、全員異常なしでありました。
- 教 育 長 ツベルクリンがいつから変わりましたか。
- 保健体育課長 平成15年に文部科学省のガイドラインが出来て、それに基づいて審議会が出来たと聞いています。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第4 報告事項

報告事項1 「平成27年度幼稚園、小・中学校及び高松一高の園・学校訪問について」

学校教育課長、こども園運営課長補佐から、平成27年度幼稚園、小・中学校及び高松一高の園・学校訪問について報告。

<質疑>

- 教 育 長 「学校訪問でのお気付きの点をお書きください」については、これまで中期と期末期にいただいておりますが、今後はタイムリーにいただければと思います。

- 委 員 この様式は見る観点がいいと思います。
- 委 員 こども園はどこがありますか。
- こども園運営課長補佐 下笠居、原、庵治、香南、塩江の5園です。
- 委 員 ここには入っていない。
- こども園運営課長補佐 市長部局で福祉の位置付けですので、幼稚園訪問としては行いませんが、福祉施設の位置付けとしてこども園の指導監査の形として、幼稚園訪問と同じように訪問は行っていきます。若年職員の研究保育を見たり、園全体の環境や運営体制や、調理場など広く見ていきます。
- 委 員 去年はなかったですか。
- こども園運営課長補佐 去年はありました。去年は幼稚園と保育所の一体化したこども園でしたので、幼稚園訪問と保育所の指導監査の2つで行っていました。
- 委 員 県教委の委員の方はいつごろ訪問しますか。
- 教 育 長 基本的には本市の学校訪問に乗ってきますので、意図的な訪問はありません。県の次長や課長が来ることはありますが、委員の方は来ません。東部教育事務所と合同で学校訪問を行うことがありますが、企画は市で行います。
- 委 員 東部教育事務所の方はよくメモを取られますが、メモは県に行きますか。
- 教 育 長 県に報告がいきます。
- 委 員 器が高松市立ですが、中の先生方は県の職員であるので、処罰は県になります。幼稚園は市の職員ですが。
- 学校教育課長 給料は県費ですけども、サービスは市となっています。
- 教 育 長 採用、人事は県だが、日ごろのサービスは市教委が管轄となります。人事権移譲と盛んに言われているのは、県から権限が委譲されれば採用から免職まで本市で行えば、ねじれがなくなるということで、その場合、給与負担も市となってきます。政令市は既にそうになっています。中核市にも任命権があればすっきりします。市町と県の思いのずれがあり、採用や処分についても本市の考えが反映されないで、県の考えで行われることがあります。
- 委 員 市の教育委員の位置づけについて、あまり権限がありませんので、県教委がくれば学校の対応の違いはあるのですか。
- 教 育 長 違いはないと思います。管理職は別にして、現場の先生は教育委員の意識が

あまりないと思いますが、教育委員の仕事をしっかり知ってもらって、教育委員に学校現場を知ってもらって、次の教育施策に反映するために学校訪問を行っていること先生方にも知ってもらう必要があるので、校長会等で周知はしています。

報告事項2 「「いじめの未然防止に向けて」教職員向け啓発リーフレット作成事業について」

人権教育課長から、「いじめの未然防止に向けて」教職員向け啓発リーフレット作成事の内容について報告。

<質疑>

- 委員 学校教育において、いじめは永遠のテーマであると思います。いじめに最初に気が付くのは子供達で、それから先生にいくと思いますが、やはり、先生の早期発見の努力は大切であると思います。子供が言うてくるかではなく、先生がどう見極めるか課題のような感じがします。いじめはいつまでたっても蓋ができないという感じがします。
- 人権教育課長 見過ごさない、気付き、気配りは大切と思っていますし、子供自身が居場所があり、一人一人大切にされるのが大事ということもありまして、今回、リーフレットを作成しました。先生方も保護者から子供を預かっているという強い自覚が大事だと思います。
- 教育長 どの学校、どの子にも起こりうるという意識を持って学校も取り組んでもらわなければいけないということです。
- 委員 永遠のテーマです。
- 教育長 なくすための努力はしていかなければなりません。
- 委員 学校には先生しかいないということで、子供も保護者以上に先生にしてほしいと思っていますし、周りで見ている人も誰かに気づいて欲しいと思っています。
- 委員 教職員向けですか。

- 人権教育課長 教職員向けです。
 - 委員 学校の中では先生が守ってくれます。でも、私が相談されるのは、下校時や下校後からのことです。ハンディのある子がとんでもないことを言われて保護者とともに傷ついたということや、ランドセルを2つも3つも、持たされている子どもを見たということです。でも、そういうことを近所の人たちが、子どもに注意したりしてくれることもあります。今後、そんなことが増えればいいと思います。

人権学習を頑張っている学校に、案外見落としがあったりするので、これからは学校だけでなく地域の人たちに知ってもらわないといけないと思います。
 - 委員 先生が一人で抱えとしんどくて、見過ごしてしまう。地域と学校のチームプレーで共有して、また、担任が責任を持つべきという考えは置いて、何か問題が発生した場合は学校全体が、あるいは地域が援助していくという風通しの良さがあれば見過ごしがちなことも目を向けれるかなと思います。
-

報告事項3 「スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）の平成26年度研究成果の報告及び27～31年度の指定について」

高松一高教頭から、スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）の平成26年度研究成果の報告及び27～31年度の指定の内容について報告。

<質疑>

- 教育長 本来の教育課程のどの時間を削って、これらの時間に向けていますか。
- 高松一高教頭 過去5年間につきましては、保健体育2単位の内の1単位。もう1単位は総合的学習の時間をあてています。
- 教育長 週2時間分を向けているということですか。
- 高松一高教頭 そうです。そんなに多くの単位を割いているわけではありません。
- 教育長 これは特理の子ですか。
- 高松一高教頭 そうです。

- 教 育 長 特理でない子は。
- 高松一高教頭 そのような設定科目は設けておりません。
- 教 育 長 講演会は何の時間をあてていますか。
- 高松一高教頭 全校での総合の時間やホームルームの時間で年間3回あてています。
- 教 育 長 特理の子には厚い教育がなされて、成果があがっていることはよくわかりませんが、国際英語を始めとする文系教育の充実もしてほしい。
- 高松一高教頭 全校的なものにも取り組んでいきます。
- 委 員 学生に一高の特理の取組みを紹介してほしい。特理を希望する子が増えると思います。特別理科コースは試験が難しいと知らされていても、授業内容等は知らないと思いますので、周知をお願いしたいと思います。
- 委 員 特理は人気で、中学生の保護者の方は関心がありますが、内容はよくわかっていません。
- 高松一高教頭 学校案内のパンフレットには入れています。国際文化も人気が高い状況です。

委員長が、日程第5 議案第22号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により、会議は公開しないことを各委員に諮り、非公開とすることに決する。

日程第5 議案第22号

議案第22号 「高松・木田・香川採択地区協議会委員の委嘱等について」

<非公開審議、内容不記載>

午前11時26分 閉会

議決事項

「高松市いじめ防止基本方針について」

「高松市学校結核対策審議会委員の委嘱について」

「高松・木田・香川採択地区協議会委員の委嘱等について」